

都市・地域レポート 2007

平成19年7月

国土交通省都市・地域整備局

はじめに

現在、地域の活性化と自立的発展のための方策の具体化が喫緊の課題となっている中、「地方」の現状を的確に把握することが出発点となる。

「地方」という言葉は、国の一部を指すと同時に、首都東京や首都圏以外の地域を指す場合もあり、また、三大都市圏と地方圏といったとらえられ方もされてきた。しかしながら今日、例えば同じ都道府県の中でも県庁所在都市等と交通アクセスなどに劣る地方中小都市や農山漁村の間や、同じ都市の中でも人口や商業の集積のある中心部と郊外部との間で、状況が大きく異なる場合も見られるようになっている。

今回の「都市・地域レポート2007」においては、2つの視点から「地方」の状況を把握することを試みた。

まず、平成17年に「都市・地域レポート2005」において、都市への通勤・通学圏をもとにした「都市圏」の状況を取りまとめたが、今回の「都市・地域レポート2007」においては、この「都市圏」以外の地域に着目することとした。

また、都市・地域整備局においては、豪雪地帯、離島地域、半島地域、奄美群島、小笠原諸島等の、いわゆる条件不利地域に係る施策を進めてきている。これらの地域は各々その自然的、地理的条件等により定められており、地域横断的に「地方」を画するものではないが、本レポートにおいては、これらの地域についても同時にとりあげることにした。

「都市圏」以外の地域は、人口10万人以上の都市もあり、また、農山漁村や条件不利地域の多くも含む多様な地域である。高付加価値の製造業が立地する中小都市もあるが、「都市圏」に先んじて高齢化が進行し、人口減少社会を迎えて既に久しい。大都市への通勤が困難な場合も多く、地域に就労の場を創出することが共通の課題である。

厳しい条件下においても、立地条件、自然条件をプラスに活かすことで、地域に根ざした産業を育てている地域も少なくない。「都市・地域レポート2007」においては、「都市圏以外」の地域、条件不利地域における働く機会、産業の可能性と、自立的発展に向けた条件不利地域発の小さなイノベーションとも呼べる取組に着目した。

また、我が国全体が人口減少社会に入り、定住人口の大きな増加が期待しにくい中で、交流人口の増加・多様化をより重視し、独自性の高い芸術、文化、歴史のある地域づくり、自然を高度に活かした観光などにより、世界にも開かれた地域づくりを進める地域、小さなゲートウェイともいえる地域にも注目した。一方、このような努力をする地域と、努力の方向性を未だ見極めきれずにいる地域との差が広がることも懸念され、自発的な取組を促す環境づくりや、具体的目標となる地域づくりのビジネスモデルが求められている。

地域の自立的発展に正解がひとつだけということはない。本レポートが、それぞれの地域が自らの「正解」を見いだすための一助となることを願う次第である。

平成19年 7月

国土交通省都市・地域整備局長
中島 正弘

<凡例> —— 「都市・地域レポート 2007」で用いた地域区分等

1. 地域区分について

- (1) 「都市圏」及び「都市圏外」の地域について
- (2) 条件不利地域について
- (3) その他の地域区分について

2. 本レポートで用いた意識調査について

1 地域区分について

今回の「都市・地域レポート 2007」においては、「地方」の状況を把握するため、主として「都市圏外」の地域及び条件不利地域の2つの視点に着目している。

(1) 「都市圏」及び「都市圏外」の地域

1) 「都市・地域レポート 2007」における都市圏

「都市・地域レポート 2007」における都市圏は、「都市・地域レポート 2005」における都市圏を基本的に踏襲している。

すなわち、平成12年国勢調査結果に基づき、人口10万人以上で、昼夜間人口比率が1.00以上の都市を「核都市」とし（核都市が連担し相互の距離が20km以内のものは、一体とみなした。）、核都市への通勤・通学者が500人以上又は在住通勤・通学者の5%以上となる市町村を「周辺市町村」と整理した。

なお、2以上の都市圏に含まれる市町村は、通勤・通学者の多い方の都市圏に含まれるものと整理した。

また、今回は、平成12年10月1日から平成17年10月1日までの間の市町村合併により、既に都市圏であった市町村に編入された区域を合わせて都市圏と整理した（平成17年国勢調査による従業地・就学地集計に基づき都市圏の再設定を行ったものではない。）。

2) 「都市圏外」の地域

以上のように定義した「都市圏」以外の地域を、「都市圏外」として統計指標等を集計・分析するひとつの枠組みとして便宜的に用いた。「都市圏外」の地域は、人口10万人以上の都市も、また、農山漁村も含む多様な地域である。

なお、時系列的に分析する際には、時々々の国勢調査をもとに都市圏の範囲を設定し直すのではなく、上述の都市圏について遡って集計している。

表 1 都市圏及び都市圏に含まれる市町村数等

	該当ブロックに核都市が含まれる都市圏数	核都市	核都市名	周辺市町村	都市圏外市町村	市町村数合計
全国	85	113		1259	845	2217
北海道	8	8	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市	44	146	198
東北ブロック	16	16	青森市、弘前市、八戸市、盛岡市、仙台市、石巻市、秋田市、山形市、鶴岡市、酒田市、福島市、会津若松市、郡山市、新潟市、長岡市、上越市	179	134	329
首都圏ブロック	9	19	水戸市、日立市、土浦市、つくば市、宇都宮市、小山市、前橋市、高崎市、熊谷市、太田市、伊勢崎市、桐生市、東京特別区部、八王子市、立川市、武蔵野市、平塚市、厚木市、甲府市	285	109	413
北陸ブロック	3	4	富山市、高岡市、金沢市、福井市	50	14	68
中部ブロック	12	20	長野市、松本市、上田市、飯田市、岐阜市、大垣市、静岡市、浜松市、沼津市、富士市、名古屋市、小牧市、豊田市、安城市、刈谷市、西尾市、津市、伊勢市、松阪市、四日市市	199	79	298
近畿ブロック	6	11	彦根市、京都市、草津市、大阪市、東大阪市、守口市、門真市、大東市、神戸市、姫路市、和歌山市	159	76	246
中国ブロック	11	13	鳥取市、米子市、松江市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、下関市、宇部市、山口市、徳山市、岩国市	76	40	129
四国ブロック	6	6	徳島市、高松市、松山市、今治市、新居浜市、高知市	66	62	134
九州ブロック	14	14	福岡市、北九州市、大牟田市、久留米市、佐賀市、長崎市、佐世保市、熊本市、八代市、大分市、宮崎市、都城市、延岡市、鹿児島市、	182	161	357
沖縄	1	2	那覇市、浦添市	19	24	45

注：1)各都市圏に係る市町村数は、平成12年国勢調査に基づく都市圏に、同年10月1日から平成17年10月1日までの間に当該都市圏内の市町村と合併した当該都市圏外の市町村を加えたものである。

2)各ブロックにおける都市圏の数は、それぞれのブロック内にある核都市に係るもののみを数えている。従って、1つの都市圏が2以上のブロックにわたる場合は、原則として核都市の属するブロックにおいてのみ数えることとし、それ以外のブロックにおける都市圏数には数えていない。

3)全国の都市圏の合計は85であるが、表における各ブロックの計は86となっている。これは、下関市・北九州市都市圏の核都市である下関市と北九州市が連担し、中国ブロックと九州ブロックの2つに属するため、2)に基づき、中国ブロックと北九州ブロックの両方において、数えているためである。

4)複数の核都市が連担して1つの都市圏を構成している場合には、核都市の名称を斜体字としている。

表2 市町村合併により都市圏に含まれることとなった市町村数等

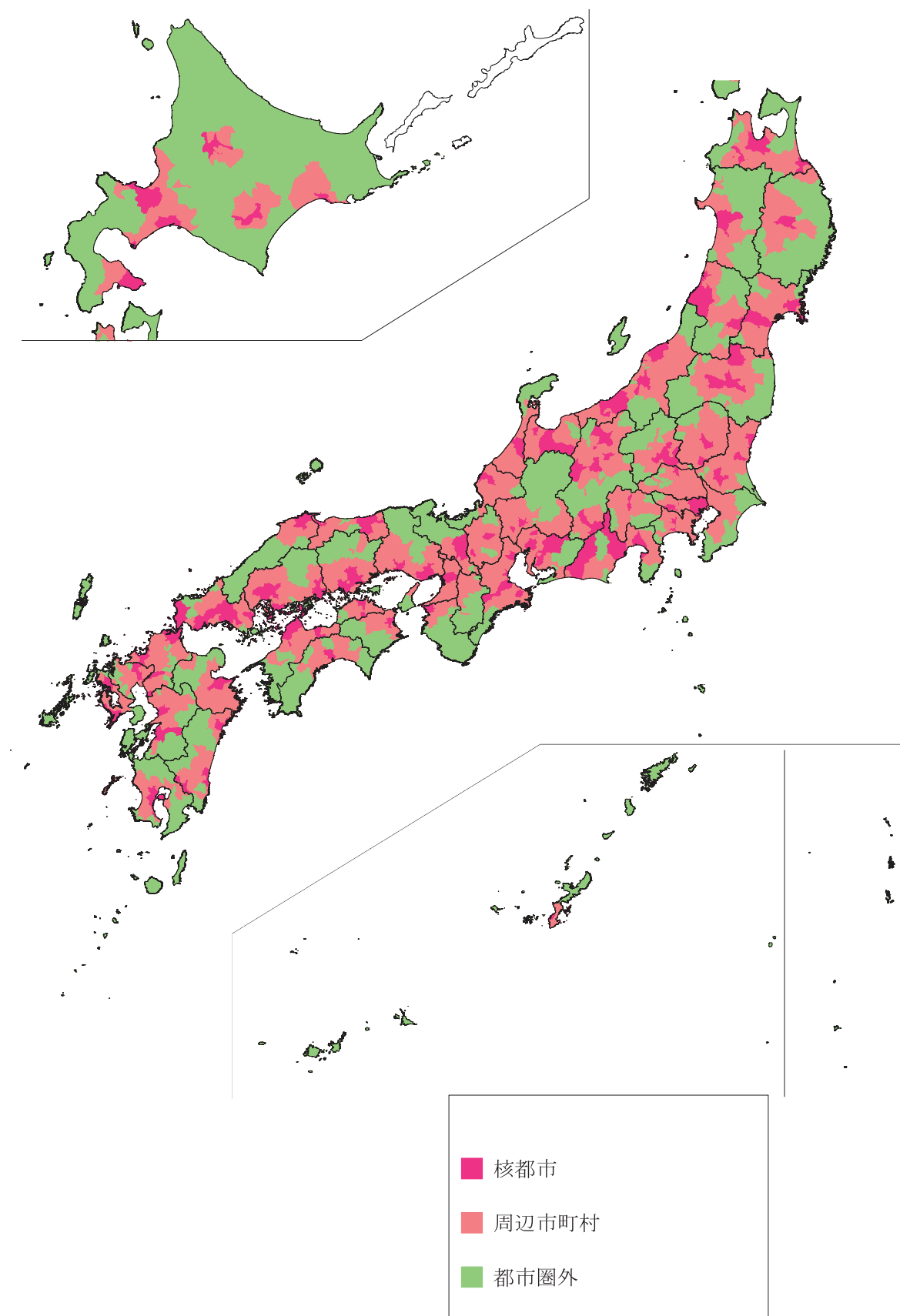
	H12年10月1日からH17年10月1日までの市町村合併により都市圏外から都市圏内に含まれることとなった市町村		
	H12年市町村境界による市町村数	人口(人) 2005年データ	面積(km ²) 2005年データ
全 国	244 (7.6%)	1,675,368 (1.3%)	23,961 (6.4%)
北 海 道	4 (1.9%)	24,352 (0.4%)	806 (1.0%)
東 北 ブ ロ ッ ク	46 (9.0%)	365,765 (3.0%)	6,614 (8.3%)
首 都 圏 ブ ロ ッ ク	20 (3.9%)	196,546 (0.5%)	2,078 (5.7%)
北 陸 ブ ロ ッ ク	11 (9.9%)	53,696 (1.7%)	884 (7.0%)
中 部 ブ ロ ッ ク	38 (8.4%)	240,504 (1.4%)	3,188 (7.4%)
近 畿 ブ ロ ッ ク	22 (6.8%)	166,220 (0.8%)	2,142 (8.0%)
中 国 ブ ロ ッ ク	40 (12.6%)	221,086 (2.9%)	3,410 (10.7%)
四 国 ブ ロ ッ ク	20 (9.3%)	146,292 (3.6%)	1,844 (9.8%)
九 州 ブ ロ ッ ク	40 (7.7%)	212,236 (1.6%)	2,941 (7.0%)
沖 縄	3 (5.7%)	48,671 (3.6%)	54 (2.4%)

注：1）平成12年10月1日から平成17年10月1日の間の市町村合併により都市圏外から都市圏に含まれることとなった市町村の数、人口及び面積を示したものである。

2）括弧内は、それぞれの項ごとに、市町村数については平成12年の市町村境界による市町村数を、人口及び面積については平成17年国勢調査による人口、面積の合計を、それぞれ100とした割合である。

＜平成12年国勢調査に基づく都市圏及び都市圏外の市町村の状況＞

※平成12年10月1日から平成17年10月1日時点の市町村合併を反映した、平成17年10月1日時点の状況



(2) 条件不利地域について

1) 本レポートにおいて対象とした条件不利地域

本レポートにおいては、自然的、地理的、社会的条件等により指定されるいわゆる条件不利地域のうち、表 3 に示す「豪雪地帯」及び「特別豪雪地帯」、「離島地域等」、「半島地域」、「振興山村」並びに「過疎地域等」を対象とした。

2) 全域指定と一部指定

市町村の区域の一部を単位として地域を指定する条件不利地域（豪雪地帯、離島地域、振興山村）については、指定地域に対応する統計データが限られており、統計的にその実態を把握することが容易ではなかった。また、市町村単位で指定される条件不利地域（半島地域、過疎地域）も含めて、最近の市町村合併により、市町村の区域の一部が条件不利地域に指定されている市町村が増加した。

一部の区域が条件不利地域に指定されている市町村について、条件不利地域として集計することは、必ずしも条件不利地域の実態を表すとはいえない場合もあることから（例：県庁所在市が離島の村と合併した場合、県庁所在市全体を離島地域として扱うこととなる。）本レポートにおいては分析の便宜上、また、全国平均等との比較のための目安として、市町村合併の有無に関わらず、市町村の全域が条件不利地域に指定されている市町村に限定し、それらの市町村の平均値等を求め、これをもって当該指定区域の状況を示唆する、一定程度の指標性のある数値として用いることを試みた。

このため、各条件不利地域に指定されたすべての区域を対象とした数値ではないことから、増減率、比率等を中心として用いている（例：人口、事業所数ではなく、人口増減率、高齢者比率、業種別事業所数割合等）。

なお、平成 12 年国勢調査に基づく、市町村の区域の一部の指定状況も含めた条件不利地域に係る市町村の概況は、表 4 の通りである。

3) 地域指定の時点

本レポートにおいては、平成 17 年 10 月 1 日時点の市町村をもとに、この時点の条件不利地域の指定状況により整理した。指定状況の詳細は、表 5 の通りである（後述する意識調査については調査時点。）。

表 3：条件不利地域の定義と本レポートにおける集計対象

条件不利地域	定義・集計対象とする地域等
豪雪地帯及び特別豪雪地帯	「豪雪地帯」は豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に定められた地域で、積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域。 「特別豪雪地帯」は、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪による長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域。 「豪雪地帯」、「特別豪雪地帯」ともに同法第 2 条に基づく国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣による指定及び公示を要する。
離島地域等	本レポートでは、以下の 3 つについて、「離島地域等」として集計した。 「離島地域」：離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に定められた地域で、本土と

	隔絶されていることにより、産業基盤及び生活環境の整備等が低位にある地域。同法第 2 条に基づく国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣による指定及び公示を要する。 奄美群島：奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に定められた鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域で、同法第 3 条に基づき、鹿児島県が奄美群島振興開発計画を定める必要がある。 小笠原諸島：小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）に定める小笠原群島等並びに沖の鳥島及び南鳥島をいい、同法第 4 条に基づき、東京都が小笠原諸島振興開発計画を定める必要がある。
半島地域	半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）に定められた地域で、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域。同法第 2 条に基づく国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣による指定及び公示を要する。
振興山村	山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）に定められた林野面積の比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低く、住民の生活水準が劣っている山間その他の地域。同法第 7 条に基づく国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣による振興山村の指定及び公示を要する。
過疎地域等	過疎地域：過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に定める人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域。同法第 2 条に基づく国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣による過疎地域の市町村の公示を要する。 過疎地域とみなされる市町村：同法第 33 条第 1 項に基づき、市町村の廃置分合等があった場合の特例として過疎地域とみなされる市町村の区域。 過疎地域とみなされる区域：同条第 2 項に基づき、市町村の廃置分合等があった場合の特例として過疎地域とみなされる区域。 なお、本レポートにおいては、及び について「過疎地域等」として集計の対象とし、市町村の一部に係る については対象としていない。

表 4：平成 12 年国勢調査による条件不利地域の状況（全部指定・一部指定を含む）

	市町村数	面 積	人 口	人口密度 (人 / km ²)	人口増減率 (H7/H12) (%)	高齢者 比率 (%)
全国	3,230	377,873	126,925,843	340.4	1.1	17.3
豪雪地帯	962	191,982	20,449,042	106.5	-0.5	20.0
うち特別豪雪地帯	280	74,929	3,511,709	46.9	-2.7	23.7
離島地域	111	5,245	472,312	90.1	-7.2	29.4
奄美群島	12	1,231	132,315	107.5	-2.6	25.8
小笠原諸島	1	104.4	2,445	23.4	4.4	9.4
半島地域	376	36,939	4,718,585	127.7	-2.3	24.6
振興山村	1,193	178,492	4,507,031	25.3	-4.7	28.1
過疎地域等	739	204,224	11,252,803	55.1	-4.3	27.1

注：平成 12 年 10 月 1 日時点。ただし、「豪雪地帯」「うち特別豪雪地帯」の市町村数は、平成 12 年 4 月 1 日時点。また、「過疎地域等」の市町村数は、平成 18 年 4 月 1 日時点。

表 5：条件不利地域の指定状況

	市町村数計					豪雪地帯			離島地域等		半島地域		振興山村		過疎地域等	
		都市圏内市町村	核都市	周辺市町村	都市圏外	全域指定			全域指定	一部指定	全域指定	一部指定	全域指定	一部指定	全域指定	一部指定
						豪雪地帯計	うち特別豪雪地帯	一部指定								
全国	2,217	1,372	113	1,259	845	599	180	41	52	78	250	17	287	558	739	102
北海道	198	52	8	44	146	198	86	0	4	2	25	1	77	23	147	3
青森県	47	32	3	29	15	47	11	0	0	0	16	1	14	11	20	4
岩手県	47	16	1	15	31	47	2	0	0	0	0	0	14	25	19	0
宮城県	44	37	2	35	7	7	1	3	0	4	0	0	2	10	7	1
秋田県	29	11	1	10	18	29	5	0	0	0	3	1	5	18	18	2
山形県	38	23	3	20	15	38	24	0	0	1	0	0	5	22	20	0
福島県	81	47	3	44	34	26	17	2	0	0	0	0	18	26	29	1
茨城県	54	46	4	42	8	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	3
栃木県	40	36	2	34	4	4	0	1	0	0	0	0	4	11	4	0
群馬県	54	37	5	32	17	20	1	1	0	0	0	0	11	12	10	2
埼玉県	78	68	1	67	10	0	0	0	0	0	0	0	0	8	2	1
千葉県	74	33	0	33	41	0	0	0	0	0	17	0	0	1	6	1
東京都	40	30	4	26	10	0	0	0	9	0	0	0	2	0	5	0
神奈川県	37	30	2	28	7	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0
新潟県	43	29	3	26	14	43	15	0	2	0	0	0	1	18	15	3
富山県	21	20	2	18	1	21	3	0	0	0	1	0	0	8	1	1
石川県	20	14	1	13	6	20	0	0	0	1	13	0	0	15	6	3
福井県	27	20	1	19	7	27	4	0	0	0	0	0	4	10	6	1
山梨県	36	24	1	23	12	1	0	1	0	0	0	0	7	14	11	3
長野県	95	58	4	54	37	18	9	6	0	0	0	0	31	29	35	6
岐阜県	45	33	2	31	12	5	1	5	0	0	0	0	2	14	7	6
静岡県	44	32	4	28	12	0	0	2	0	1	7	1	1	12	5	3
愛知県	68	58	6	52	10	0	0	0	0	2	0	0	3	4	5	1
三重県	46	38	4	34	8	0	0	0	0	2	23	1	2	18	8	1
滋賀県	32	23	2	21	9	5	1	3	0	0	0	0	1	8	1	1
京都府	38	21	1	20	17	12	0	0	0	0	6	0	7	11	9	2
大阪府	43	43	5	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	52	36	2	34	16	5	0	2	1	2	0	0	2	15	6	3
奈良県	42	28	0	28	14	0	0	0	0	0	12	0	11	6	15	0
和歌山県	39	19	1	18	20	0	0	0	0	0	38	0	3	18	13	1
鳥取県	19	17	2	15	2	19	0	0	0	0	0	0	4	10	4	4
島根県	21	6	1	5	15	3	0	5	4	1	0	2	3	12	16	3
岡山県	32	23	2	21	9	3	0	5	0	5	0	0	2	19	14	4
広島県	28	21	3	18	7	1	0	5	1	7	1	1	0	14	11	7
山口県	29	22	5	17	7	0	0	0	0	11	4	0	4	12	13	5
徳島県	35	18	1	17	17	0	0	0	0	2	0	0	5	12	20	1
香川県	34	21	1	20	13	0	0	0	0	8	0	0	0	7	5	2
愛媛県	20	11	3	8	9	0	0	0	1	6	2	1	1	14	11	6
高知県	45	22	1	21	23	0	0	0	0	1	5	1	11	23	29	3
福岡県	85	70	4	66	15	0	0	0	0	5	0	0	2	14	19	1
佐賀県	31	24	1	23	7	0	0	0	0	1	2	1	2	1	6	2
長崎県	42	15	2	13	27	0	0	0	7	5	25	4	0	0	23	2
熊本県	62	32	2	30	30	0	0	0	1	2	12	1	7	19	34	2
大分県	21	11	1	10	10	0	0	0	1	2	7	0	0	15	14	4
宮崎県	44	27	3	24	17	0	0	0	0	3	2	0	17	4	21	0
鹿児島県	72	17	1	16	55	0	0	0	21	4	29	1	1	6	50	3
沖縄県	45	21	2	19	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0

注：１）平成 17 年 10 月 1 日現在。

２）東京 23 区は 1 地方公共団体として数えた。

３）離島地域等は、奄美群島、小笠原諸島の市町村を含む。

(3) その他の地域区分について

1) 三大都市圏・地方圏

市町村単位の集計ができない統計指標等については、都道府県単位で以下の区分により集計した。

＜三大都市圏＞ 東京圏：東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県

名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県

関西圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県

＜地方圏＞ その他の道県

なお、このほか、大都市部と地方部を区別する観点から、三大都市圏以外の、政令指定都市を含む道県（平成 19 年 4 月現在）についても集計単位として用いた。

2) 地方の区分

地方の区分は、国土審議会における広域地方計画区域の 8 圏域を参照し、これに北海道と沖縄県を加えた以下の 10 ブロックとした。

北海道（北海道）

東北ブロック（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県）

首都圏ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）

北陸ブロック（富山県、石川県、福井県）

中部ブロック（長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

四国ブロック（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

沖縄（沖縄県）

2 本レポートで用いた意識調査について

本レポートで用いた主要な意識調査等の詳細は以下のとおりである。

(1) 「地域づくりに関する地方圏在住者等意識調査（平成 19 年 3 月）」

本調査は、民間調査会社によるインターネット・アンケートを活用し、平成 19 年 3 月下旬の 4 日間に、全国約 46 万人の登録モニターから、都市圏外及び条件不利地域を中心に約 15,000 人を対象として調査票をメール配信し、2,847 人（男性 1,498 人、女性 1,349 人）の有効回答（有効回答率約 19%）を得たものである。

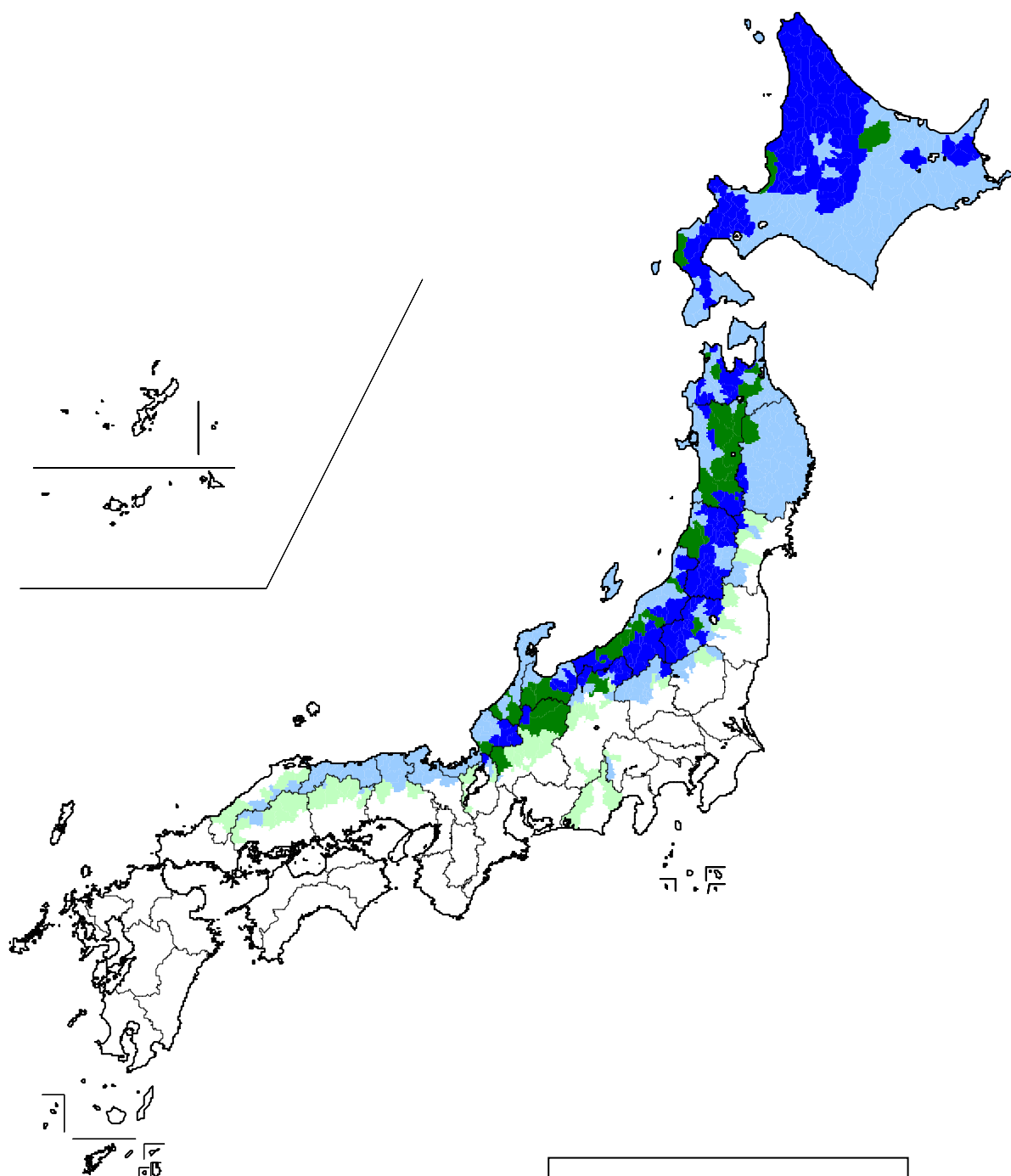
条件不利地域については、調査時点の指定状況に基づくものである。離島地域等には、奄美群島及び沖縄（本島以外）を含む。

(2) 「外国人居住者の眼から見た我が国の地方圏に関する意識調査（平成 19 年 2 - 3 月）」

本調査は、平成 19 年 2 月下旬から 3 月上旬の間に、民間調査会社の外国人の登録モニターの中から、日本滞在 1 年半以上で、英語を話す在日ビジネスマン及びその家族等（公務員、学校教員等を含む）で、一定の条件を満たす者のうち同意が得られた者（母国と日本以外の外国訪問経験、日本の地方部への訪問経験のある者。）約 350 人に対し、メール及び F A X 等で実施したもの。対象者の出身地域は、北米、中南米、欧州、ロシア中国、インド、韓国、台湾、東南アジア諸国、太平洋州、中近東、アフリカなど、61 ケ国。

< 豪雪地帯及び特別豪雪地帯 >

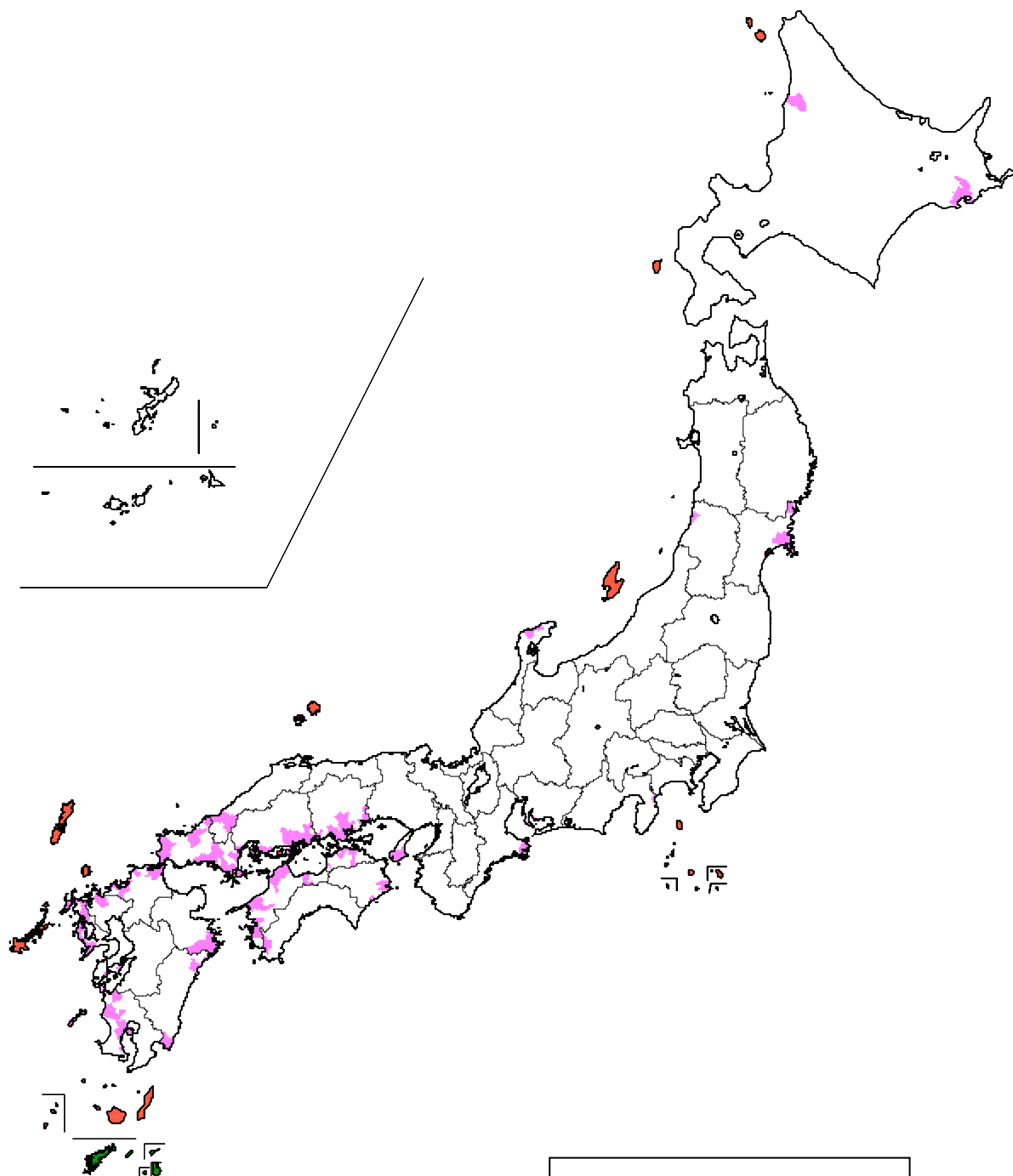
平成17年10月1日現在



特別豪雪地帯	全域指定
豪雪地帯	全域指定
特別豪雪地帯	一部指定
豪雪地帯	一部指定

< 離島地域等 >

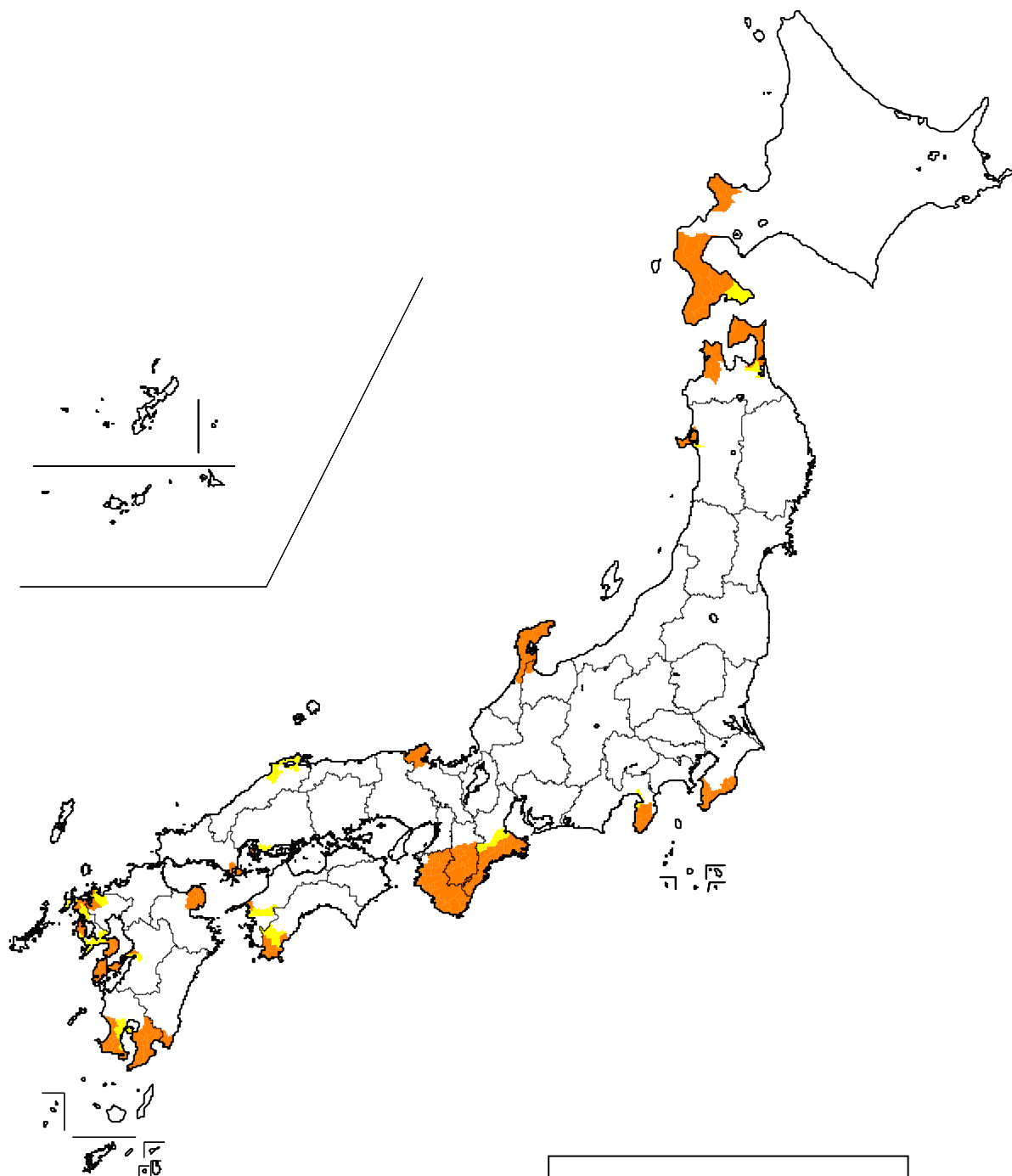
平成17年10月1日現在



離島地域	全域指定
離島地域	一部指定
奄美群島	
小笠原諸島	

< 半島地域 >

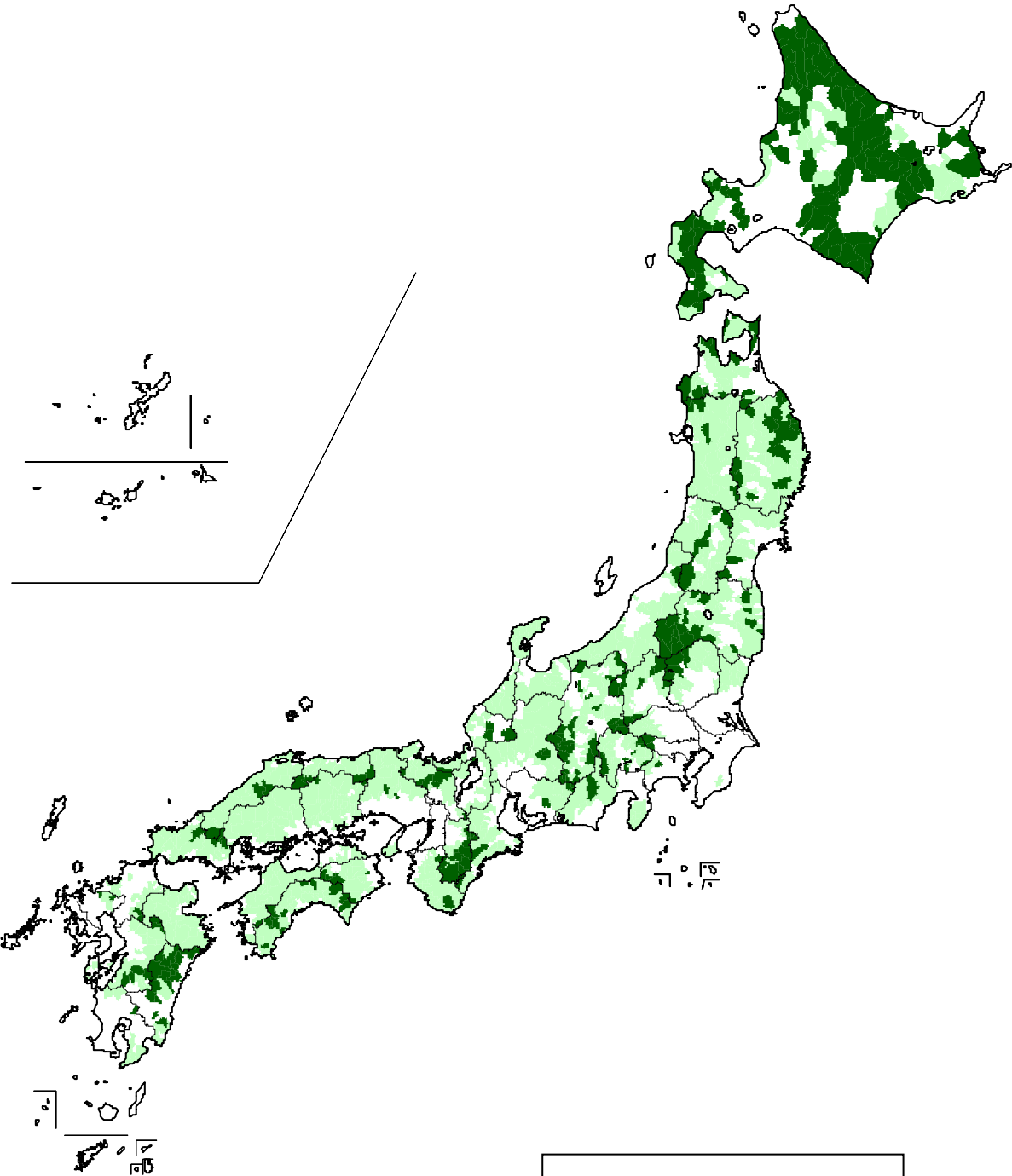
平成17年10月1日現在



- | | |
|------|------|
| 半島地域 | 全部指定 |
| 半島地域 | 一部指定 |

< 振興山村 >

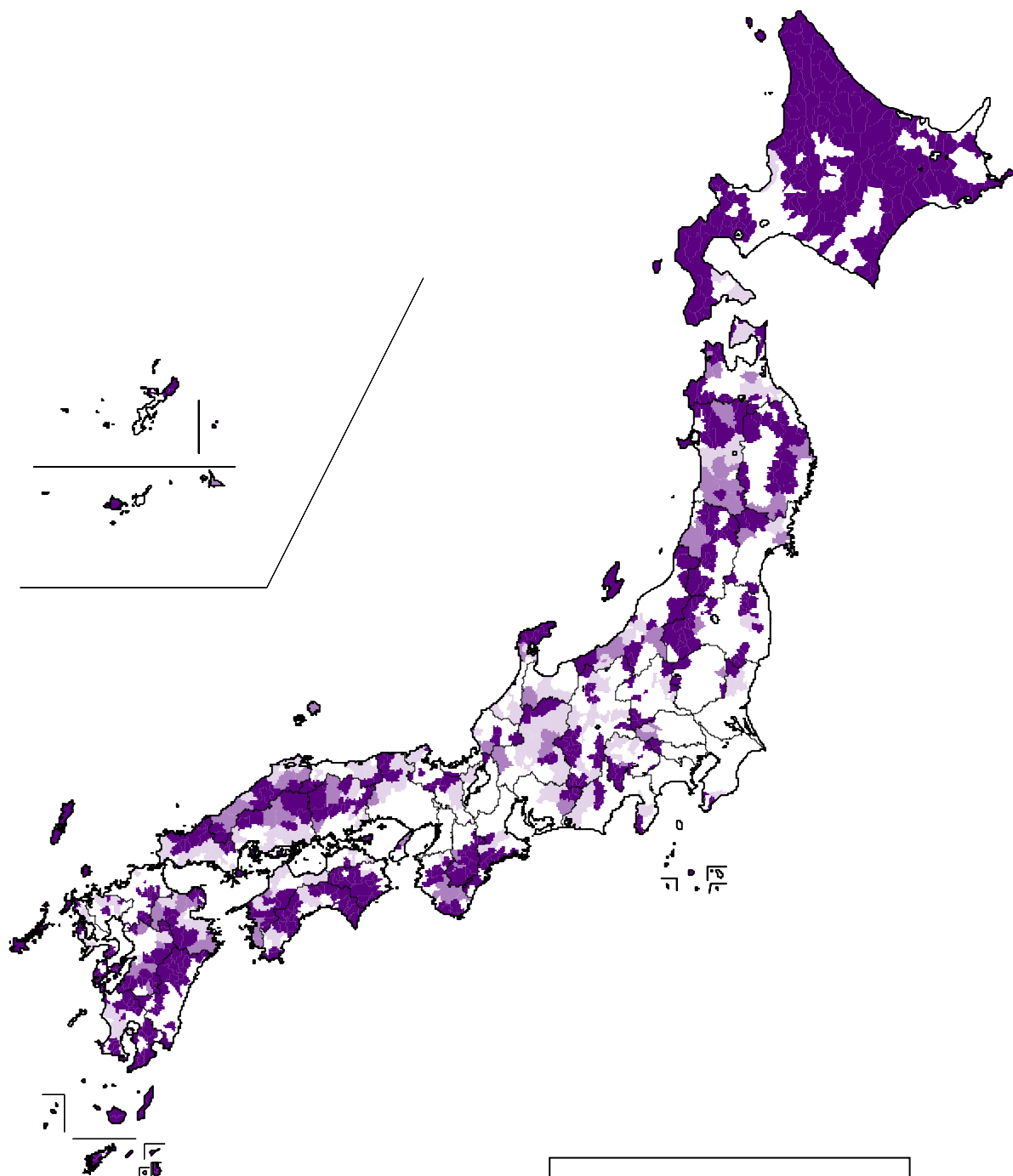
平成17年10月1日現在



- | | |
|------|------|
| 振興山村 | 全域指定 |
| 振興山村 | 一部指定 |

< 過疎地域等 >

平成17年10月1日現在



- 過疎市町村 (2条1項)
- 過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)
- 過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)

